

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2		府省庁名	法務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （特別土地保有税、都市計画法税、自動車税、軽自動車税、自動車取得税、地方消費税）			
要望項目名	技能実習制度の適正化に関する法人の設置等に係る税制上の所要の措置			
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>「日本再興戦略」改訂 2014」等において示されている外国人材の活用に係る施策として「技能実習制度の抜本的見直し」が挙げられていることを踏まえ、新たな法律に基づき、制度管理運用機関（仮称、以下「新法人」という。）を設置すること等に伴う税制上の所要の措置を講ずる。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>外国人技能実習制度の適正化を担う新法人が、必要な組織体制の整備と効率的かつ適正な業務運営を行うことができるようにするため、当該新法人について、個人住民税（利子割）、法人住民税（均等割、法人税割）、事業税、事業所税、不増産取得税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画法税、自動車税、軽自動車税、自動車取得税、地方消費税に係る税制上の所要の措置を要望するもの。</p>			
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 地方税法第25条第1項・第2項、第25条の2第2項、第296条第1項・第2項、第72条の4第1項、73条の3第1項、第348条第6項、第701条の34第1項、第586条第1項、第702条の2第1項、第146条第1項、第443条第1項、第115条第1項、第72条の78第1項 </div>			
減収見込額	[初年度] ▲10 （ - ） [平年度] ▲7 （ - ） [改正増減収額] - (単位：百万円)			
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>法律に基づいて設立される法人を通じ関係省庁と連携した体制による一貫した管理監督を行うことにより、技能実習制度の適正化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>「日本再興戦略」改訂 2014」では、外国人技能実習制度について、技能等の修得・移転による国際貢献を目的とするという趣旨を徹底するため、抜本的な見直しを行うこととされており、外国人技能実習制度の管理監督体制の抜本的強化として、外国人技能実習制度の適正化に関する新法に基づく法人を新たに設置することとされている。</p> <p>新法人においては、関係省庁との連携による一貫した管理監督体制の下で、監理団体等に対する指導・監督等を行うこととしており、行政機関を補完する機関として、収益事業を行わないこと、予算は政府からの交付金によることを予定している。</p> <p>従って、外国人技能実習制度の適正化を担う新法人の業務の効率的かつ適正な実施を図るため、新法人の設置等に伴う税制上の所要の措置を講ずる必要がある。</p>			
本要望に対応する縮減案	-			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 出入国の公正な管理 出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図るとともに、不法滞在者等を生まない社会を構築する。
	政策の達成目標	係省庁と連携した体制による一貫した管理監督を行い、制度の適正化を図ることで、技能実習制度を技能等の修得・移転による国際協調と国際交流の増進及び、不法滞在者等を生まない社会の構築につながり、「国際貢献」を目的とする趣旨に沿ったものとする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	上記「政策の達成目標」と同じ。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	新法人及び監理団体（平成26年4月1日現在：1,983団体）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	新法人が技能実習制度の適正化を担う組織として必要な体制の整備と効率的かつ適正な業務運営を行うことができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税についても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	交付金
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	新法人は行政機関を補完する機関として、予算は政府からの交付金によることを予定していることから、税制上の所用の措置を講ずる必要がある。
	要望の措置の妥当性	新法人は関係省庁連携の下で、行政機関を補完する機関として収益事業を行わないこと、予算は政府からの交付金によることを予定していることから、税制上の措置は妥当なものである。
	ページ	2—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	新規要望